

厚生労働大臣の定める揭示事項

1. 入院基本料に関する事項

- (1) 当院は、「一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1）」の届出を関東信越厚生局に行っています。
- (2) 当院では、入院患者さん7人に対して1人以上の看護職員で看護を行っております。
- (3) 当院では、患者さん負担による付き添い看護は行っておりません。

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準をみたしております。

3. D P C対象病院について

当院は、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる「D P C対象病院」となっております。

※医療機関別係数 1.6395（基礎係数（1.0718）+機能評価係数Ⅰ（0.4530）+機能評価係数Ⅱ（0.0906）+救急補正係数（0.0241）+激変緩和係数（0.0000））

4. 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）について関東信越厚生局へ届出を行い、患者さんへ食事を提供しております。

管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。

5. 明細書発行状況に関する事項

医療の透明化や患者さんへの状況提供を推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望しない場合は、事前に「会計窓口」にてその旨お申し出て下さい。

さいたま赤十字病院は
保険医療機関です

医療機関番号

【医科】 6507982

【歯科】 6517981

指定年月日 平成29年1月1日